

札幌市教育文化会館条例の一部を改正する条例案

令和 6 年（2024 年）11 月 28 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市教育文化会館条例の一部を改正する条例

札幌市教育文化会館条例（昭和 52 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

種別		使用時間	午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 4 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで	
大ホール	平日		67,900円	67,900円	90,600円	216,100円
	土曜日・日曜日・休日		84,400円	84,400円	113,200円	267,500円
小ホール	平日		30,900円	30,900円	41,100円	96,700円
	土曜日・日曜日・休日		37,000円	37,000円	49,500円	117,400円
リハーサル室 A			7,100円	7,100円	9,500円	22,400円
リハーサル室 B			3,200円	3,200円	4,100円	9,500円
練習室 A			2,500円	2,500円	3,500円	8,000円
練習室 B			2,500円	2,500円	3,500円	8,000円
研修室 301			7,100円	7,100円	9,500円	22,400円
研修室 302			4,800円	4,800円	6,000円	14,600円
研修室 303			1,400円	1,400円	1,900円	4,500円

研修室304		1,400円	1,400円	1,900円	4,500円
研修室305		8,800円	8,800円	12,000円	28,100円
講堂		7,600円	7,600円	10,000円	23,600円
研修室401		5,900円	5,900円	7,600円	17,900円
研修室402		4,200円	4,200円	5,900円	13,600円
研修室403		6,800円	6,800円	9,400円	21,600円
ギャラリー	営利又は営業以外の目的 で使用する場合	—	—	—	7,800円
	営利又は営業の目的 で使用する場合	—	—	—	31,200円
	美術に関する催 物を行う場合	—	—	—	35,100円
	上記以外の場合	—	—	—	35,100円

附 則

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に申請する使用に係る使用料について適用し、同日前に申請した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(理 由)

教育文化会館の使用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。